

諮問番号：諮問第 51 号

答申番号：答申第 51 号

答申書

第 1 審査会の結論

飯塚市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項の規定に基づく生活保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件処分の取消しを求める部分は理由があるので認容し、保護開始年月日を平成 28 年 10 月 24 日とすることを求める部分は不適法であるので却下すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分を取り消し、保護開始年月日を平成 28 年 11 月 9 日ではなく、審査請求人が病院に救急搬送された同年 10 月 24 日とすることを求める。その理由を要約すると次のとおりである。

平成 28 年 10 月 31 日に飯塚市福祉事務所に連絡し、明確に生活保護を受けたいと申し出た。また、その日の面談において、生活保護申請書に記入し、署名したが、申請書提出に当たっては必ずしも捺印が必要でないにもかかわらず、処分庁から捺印を求められた。このような不適切な対応の下で行われた本件処分は不当である。

また、国からの通知によれば、保護の開始時期は、緊急、切迫の場合を除き、申請のあった日からとなっている。本件においては、緊急切迫の場合に当たり、急病が申請を遅らせたことは明らかであるから、保護開始日を審査請求人が救急搬送された平成 28 年 10 月 24 日とするのが妥当である。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は理由があるので、本件保護開始決定処分は取り消すべきであり、保護開始年月日を平成 28 年 10 月 24 日とするこ

とを求める部分は、不適法であるので却下すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、保護開始決定をするにあたり、開始日を平成28年11月9日としたことに、違法又は不当な点はないかということにあるので、以下判断する。

1 申請書の提出について

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)において、生活保護の申請は、申請書の提出自体は保護の要件ではないとされているものの、申請意思が客観的に明確でなければ、申請行為と認めることは困難であると解されている。本件において、審査請求人は平成28年10月31日時点で保護申請の意思を有しており、この点について双方に争いはないが、処分庁は、平成28年10月31日の面接において審査請求人が申請を一旦取り下げた旨主張している。このため、以下、本件処分における保護開始日についての処分庁の判断が妥当なものであったか検討する。

2 申請書への押印について

処分庁が申請書への押印を求めたかどうかについて、双方の主張は相容れないが、申請書には押印の欄があること、平成28年11月9日に受付された申請書は、当初提出された申請書と比べて結果的に押印の有無しか差がないと認められること、印鑑がないため申請に至らなかった旨の病院の記録及びソーシャルワーカーの陳述内容を総合的に判断すると、処分庁は、同年10月31日の面接において、法令では、押印は申請書に必要な事項として定められていないにもかかわらず、押印が必要と理解させるような説明を行ったと認めざるを得ない。よって、処分庁の対応には不適當な点があったと判断される。

3 世帯単位での保護について

処分庁は、審査請求人の生活状況の聞き取りにおいて、認識した事実から、審査請求人に対して同居人に保護申請の意思を確認することを含めて助言したと説明してい

る。しかし、問答集の記載を踏まえると、保護の申請時において、世帯員全員が保護を申請する意思を有していなければならないことはなく、世帯員の一名が世帯としての保護申請を行うことも可能であると解され、同居人に保護申請の意思を確認することが必要である旨の助言は、問答集の記載には沿っていないものと認められる。また、保護申請後の審査の結果、当該申請が却下（棄却）されることと、申請を受け付けるかどうかということは、別の問題である。

このことからすれば、処分庁は、一旦審査請求人の申請を受け付けた後、適宜調査するなどして、保護の要否の判断をすべきであったというべきであり、平成 28 年 10 月 31 日の処分庁の対応には不適當な点があったと判断される。

4 本件における保護の申請時期について

本件において、平成 28 年 11 月 9 日に処分庁が申請書を受け付けたことに間違いはない。

処分庁は、平成 28 年 10 月 31 日には審査請求人が自らの意思で申請を一旦取り下げたと主張しているが、審査請求人は、そのような申請の取り下げを否定している。

このことについて上記で検討したところからすると、審査請求人の申請が平成 28 年 10 月 31 日に一旦取り下げられたと評価することはできず、申請意思は継続していたものの、申請書の提出が、印鑑が届いた同年 11 月 9 日になったに過ぎないと考えるべきである。したがって、平成 28 年 11 月 9 日になって保護申請の意思が表明されたとして保護の開始年月日を決定した本件処分は、違法であると認められる。

5 保護開始年月日を救急搬送日とすることについて

審査請求人は、処分庁に連絡して保護の相談をしたのは平成 28 年 10 月 31 日であるが、病院に搬送直後は絶対安静で連絡をすることができなかつた等の理由から、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) の考え方により、保護開始日を搬送された日である同月 24 日にすることを求めている。

しかし、本件の審査庁は、処分庁の上級行政庁又は処分庁には当たらないので、審査庁は、本件処分の開始決定日を変更することはできない。したがって、本件審査請求において、保護開始日を平成 28 年 10 月 24 日に変更することを求めることはできず、

当該請求は不適法なものというべきである。

なお、審査請求人は、上記の主張を、本件処分を取り消すべき理由の一つとして主張している可能性があるため、念のため検討する。

審査請求人の主張は、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情があるというものであるが、病院の医師からの聴取内容等からすれば、審査請求人が平成 28 年 10 月 24 日の入院後同月 31 日まで、急病等の事情で、処分庁への連絡をはじめとする保護の相談や申請が全く困難だったと認めることはできず、この点についての審査請求人の主張は採用できない。

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条 1 項の規定により、本件保護開始決定処分は取り消されるべきであり、保護開始年月日を平成 28 年 10 月 24 日にすることを求める部分は、不適法であるので同法第 45 条第 1 項の規定により却下されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 1 月 16 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 2 月 21 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

法第 24 条第 1 項において、「保護の開始を申請する者は（中略）申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とされ、問答集においても、生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであって、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではないとされている。

また、問答集においては、申請書の提出自体は保護の要件ではないものの、保護の決定事務処理等との関係上、保護申請が行われたかどうかを客観的に見て明らかにしておく必要があること、申請にあたって提出された書類に必要事項さえ記載されていれば、たとえそれが定められた申請書によって行われたものでも申請として有効で

ある旨も記載されている。

保護申請の意思が客観的に明らかにされた時点について、審査請求人は、自身が処分庁に電話をかけ、処分庁との面接が行われた平成 28 年 10 月 31 日である旨主張する。

他方、処分庁は、平成 28 年 10 月 31 日の面接において、審査請求人は当初生活保護の申請意思を示していたが、処分庁の説明を受けて申請を一旦取り下げたため、改めて申請書が提出された同年 11 月 9 日が、審査請求人の最終意思が示された時点である旨主張する。

両者の主張は相違しているが、審理員からの質問に対する審査請求人及び処分庁の回答、審査請求人の入院先である病院の医師及びソーシャルワーカーからの聞き取り等を含めた事件記録を見ると、審査請求人は、平成 28 年 10 月 31 日に処分庁に対して明確に保護の申請の意思を表明し、その後も継続して申請の意思を有していたものと認められる。また、平成 28 年 11 月 9 日に申請書が提出されたのは、審査請求人は、同年 10 月 31 日に申請書を提出するつもりであったところ、処分庁の説明が不十分だったことにより、申請書の提出が遅れたものと評価するのが相当である。

以上のことから、平成 28 年 11 月 9 日時点で最終的に保護申請の意思が客観的に明らかにされたものとして同日付けで保護の開始決定を行った処分庁の本件処分は、違法であると認められるため、行政不服審査法第 46 条第 1 項に基づき、取り消されるべきである。

他方で、保護開始年月日を審査請求人が病院に救急搬送された平成 28 年 10 月 24 日に変更すべきとの審査請求人の主張についてみると、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない本件審査庁は、行政不服審査法第 46 条第 1 項ただし書の規定により、本件処分を変更することができない。したがって、当該主張は失当であるから、保護開始年月日を平成 28 年 10 月 24 日とすることを求める部分は、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、却下されるべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を一部認容するべきであるとした審査庁の判断について、前記

第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子